

## ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 福島県(以下「県」という。)は、本県でのテレワーク体験機会の提供により、本県への移住促進及び関係人口の創出を図るため、県内のコワーキングスペース等のテレワークが実施できる環境下で本県のテレワーク及び生活環境を体験した県外在住者等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号(以下「規則」という。))及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク  
情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) 対象法人  
福島県内に本社を有していない法人をいう。
- (3) 正規雇用者  
社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めのない者をいう。
- (4) フリーランス  
特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る者をいう。
- (5) コワーキングスペース  
間仕切りのないオープンスペース、打合せ又はイベント等のスペース等を備え、起業を目指す者又はビジネス利用等の利用者同士が施設の利用又はイベント等を通じてコミュニケーション、ビジネスマッチングを図れる場をいう。

### (補助の対象及び補助額)

**第3条** 対象事業は次の各号とし、事業内容、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表第1に定めるところとする。

- (1) ふくしま“じっくり”体験コース【長期コース】
- (2) ふくしま“ちょこっと”体験コース【短期コース】

2 前項別表第1で定める補助対象者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 福島県暴力団排除条例(平成23年条例第51号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受

けることの無くなるまでの者でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した事業
- (2) 本補助金と併せて、同様の補助金等を他に受けている場合又は受ける予定の場合
- (3) その他知事が不相当と認める場合

#### (補助金の交付申請)

**第4条** 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式(補助金交付申請書)によるものとし、別表第2に定めた書類を添えて提出するものとする。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

#### (補助金の交付決定)

**第5条** 知事は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

#### (事業内容の変更等)

**第6条** 規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容等を変更しようとする場合は、別表第3に定めた書類を添えて、第2号様式(補助金変更承認申請書)を県に提出しなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 交付決定額の変更を伴わない補助対象経費の増額をする場合
- (2) 交付決定額の減額が30%以内である補助対象経費の減額をする場合
- (3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をする場合

#### (申請を取り下げることができる期日)

**第7条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (実績報告)

**第8条** 規則第13条の規定による実績報告は、第3号様式(実績報告書)によるものとし、別表第4に定めた書類を添えて提出するものとする。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

#### (補助金の額の確定)

**第9条** 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知

するものとする。ただし、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項において確定しようとする補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付の請求及び支払)

**第10条** 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助対象者が前項の支払いを受けようとするときは、速やかに第4号様式(補助金交付請求書)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求書の内容を審査し、支障がないものと認められるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

#### (交付決定の取消し等)

**第11条** 知事は、交付対象者が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

#### (会計帳簿等の整備等)

**第12条** 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておくなければならない。

#### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

**第13条** 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

**(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

**第14条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入れに係る消費税相当額報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

**(その他)**

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。